

協 定

【焼津・小川漁業協同組合】 焼津沖における遊漁協定

焼津、小川漁業協同組合と焼津小川両港を根拠地とする遊漁者との間で、下記の協定を締結していますのでご協力をお願いします。

記

- (1) 共同漁業権漁場内の免許内容になっている水産動植物の採捕の禁止
(あわび、さざえ、とこぶし、いせえび、うに、あらめ、わかめ等)
- (2) 保護区域内の操業の禁止
 - ア、静岡市・焼津市界124度650mの基点と瀬戸川右岸の焼津港第一埠頭の延長200mの基点を結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - イ、一色沖魚礁（栃山川河口沖合1,500m、N34度47分50秒、E138度20分30秒）を中心として半径1,000mの区域
- (3) 沿岸漁業者の優先操業

